官　報

官　庁　事　項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十三年十二月十四日　外務大臣　玄葉光一郎

次に掲げる者は、死刑、無期若しくは長期二年以上の刑に当たる罪を犯した疑いにより逮捕状が発せられている旨が警察庁から外務大臣に通報されたことから、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十四年一月十七日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六十日以内に、外務大臣に対し異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内であっても、処分の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

氏名（生年月日）	旅券申請上の住所	返納すべき旅券		返納理由
		旅券番号（発行年月日）	名義人	
隈元　堯（昭和二十一年十二月一日生）	山口県周南市	〇Ｔ〇六三一五一六六（平成二十三年七月四日）	隈元　堯	平成二十三年十一月九日、賭博開帳図利及び常習賭博の被疑事実で逮捕状が発付され、捜索差押許可状が発付されたため。
渡邉　孝（昭和三十年七月二十三日生）	北海道小樽市	〇Ｍ〇四一四八五七八二（平成二十三年八月二十一日）	渡邉　孝	平成二十三年十一月一日、札幌地方裁判所において、覚せい剤取締法違反の被疑事実で逮捕状が発付され、捜索差押許可状が発付されたため。

厚生労働省国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく厚生労働省の国民の保護に関する計画（以下「厚生労働省国民保護計画」という。）を次のとおり変更したので公表する。

平成 23 年 12 月 14 日

厚生労働大臣　小宮山洋子

厚生労働省国民保護計画の一部を次のように変更する。

第７章第１節２⑷中「厚生労働省保険局」の下に「、老健局」を加える。

第７章第１節４④中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に改める。

第７章第１節４⑥中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改める。

九州地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成 23 年 12 月 14 日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

道路の種類	路線名	区間
一般国道	３号	薩摩川内市御陵下町字八年田2779番45から同市大小路町字原口2694番１までの上下線

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成 23 年 12 月 14 日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

道路の種類	路線名	区間
一般国道	225号	鹿児島市南郡元町６番７から同市郡元三丁目２番６までの上下線

公　告

諸　事　項

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社ＧＥマネージャーズ
２．住所　大阪市中央区本町橋２番24号アルテビル本町橋602
３．代表者の氏名　齊藤　方俊
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号近畿財務局長（金商）第266号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成24年６月14日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて近畿財務局理財部証券監督課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 23 年 12 月 14 日

近畿財務局長　三村　亨

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年 12 月 14 日

関東地方整備局長　下保　修

１　処分をした年月日　平成23年11月30日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社フジムラ　代表取締役　藤村　桂子　東京都江戸川区江戸川５―20―77　国土交通大臣許可（特―20）第22740号
３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲　建設業に係る営業の全て
⑵　期間　平成23年12月15日から平成23年12月21日までの７日間
４　処分の原因となった事実　株式会社フジムラの元代表取締役は、同社の業務に関し、外注加工費を水増し計上するなどの方法により所得を秘匿した上、平成17年４月１日から平成20年３月31日までの３事業年度において、虚偽の法人税確定申告書を提出するなどの不正の行為により法人税を免れたとして、平成22年10月29日東京地方裁判所から懲役１年（執行猶予４年）の判決を受け、同社は罰金2000万円の判決を受け、各々その刑が確定したものである。このことが建設業法第28条第１項第３号に該当すると認められる。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２３年（家）第７２７・７７３号

大阪市淀川区塚本４丁目４番７―903号
申立人　西本　　雄、西本　純子
和歌山市今福２丁目１番45号
申立人　山田　光彦
本籍和歌山県和歌山市松ケ丘２丁目77番地、最後の住所和歌山市西浜１丁目２番８号、死亡の場所和歌山県和歌山市、死亡年月日推定平成23年７月13日、出生の場所和歌山県和歌山市、出生年月日昭和24年７月14日、職業無職
被相続人　亡　西本登美雄
事務所和歌山県橋本市東家１丁目１番15号　ファーサードビル２階
相続財産管理人　弁護士　堀江　佳史
和歌山家庭裁判所